

レベル3、4自動運転に関する国際基準

- レベル3、4自動運転に関する国際基準について、2026年6月のWP.29で合意。(2027年1月頃発効見込み)
- 日本が提唱した「有能で注意深い人間のドライバーと同等以上の安全性」確保が前提。
- 製造事業者は、当局に対して事前に①車両の安全性、②組織体制の説明を行い、安全要件への適合性が確認され、市場に投入された後も継続的な③モニタリング・不具合の改善が必要。

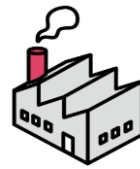
製造前の安全確保

市場投入後の安全確保

①車両の安全性

②組織体制

③モニタリング・不具合の改善



製造事業者

- 交通状況に応じた挙動
 - 交通ルールの順守、衝突回避
 - 不具合発生時等の安全な停止
- 乗員への情報提供、誤操作防止
- 作動状態の記録、サイバーセキュリティの確保

- 安全管理システム (SMS)
 - 自動運転車の安全を確保するための組織体制やプロセスを明確化
- セーフティケース
 - 安全性を「主張、論証、証拠」に沿って構造的に整理
- シミュレーション環境、試験路、実交通環境を整備

- 市場投入後の自動運転車の作動状態をモニタリング
- 安全リスクを早期に特定・改善
- 事案(事故、不具合等)に応じて、適時に関係国当局へ報告

当局

安全性の審査

報告内容の分析・評価